

## レンタカー貸渡約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

- 約款は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、また、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。
- 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとする。

### 第2章 予約

#### 第2条 (予約の申込み)

- 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受営業所、返還日時、運転者、チャイルドシート等付属品の要望、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲で予約に応ずるものとする。
- この場合、借受人は、当社が認める手段を用い予約をするものとする。

#### 第3条 (予約の変更)

- 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

#### 第4条 (予約の取消し等)

- 借受人は、いつでも予約を取り消すことができます。但し手数料の支払いを請求される場合があります。
- 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上超過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかつたときは、予約が取り消されたものとする。この場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 車種変更、不返還、リコーナ、天災その他の借受人若しくは当社のいずれかの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかつたときは、予約は取り消されたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還する場合があります。

#### 第5条 (代替レンタカー)

- 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとする。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金を支払うものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金になるものとする。
- 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。この場合予約の取消しとして取り扱ひ、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

#### 第6条 (免責)

- 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかつたことについて、相互に何らの請求をしないものとする。

#### 第7条 (予約業務の代行)

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う代行業者において予約の申込みをすることができます。この場合の予約方法及び予約の取扱いにつきましては、代行業者の定めるところによる。

### 第3章 貸渡し

#### 第8条 (貸渡契約の締結)

- 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して締結するものとする。
- ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。貸渡料金は当社の第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。
- 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡履歴）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するものとし、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求め、当社は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとする。（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自第第138号平成7年6月13日の通達）及び（注1）のものをいふ。
- (注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条附則第24条第4項の書式の運転免許証をいいます。ただし、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に含まれません。当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者による不正の行為の発生を防止するため携帯電話番号等の告知を求めます。当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払い方法を指定することができます。借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとする。

#### 第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとする。
- 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき
  - 酒気を帯びていると認められるとき。
  - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているものと認められるとき。
  - チャイルドシートがなかったりかつ
  - 免許を取得して1年未満又は当社が運転が未熟若しくは危険と判断した場合。
  - 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 借受人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。
- 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
  - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
  - 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
  - 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第23条第1項に掲げる行為があったとき。
  - 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかつた事実があるとき。
  - 別に明示する条件を満たしていないとき。
  - その他、当社が適切でないと認めたとき。
- 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱ひ、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

### 第4章 使用

#### 第15条 (借受人の管理責任)

- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

#### 第16条 (日常点検整備)

- 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

### 第17条 (禁止行為)

- 借受人又は運転者は、使用中の次の行為をしてはならないものとする。
- 当社の承諾及び道路運送法に基づき許可を受けるとなくレンタカーを自動車運転事業又はこれに類する目的に使用すること。
  - レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
  - レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
  - レンタカーの自動車登録番号又は車両番号を確認若しくは変更し、又はレンタカーを改造若しくは改修し等その原状を変更すること。
  - 当社の承諾を受けるとなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後方に牽引すること。
  - 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
  - 当社の承諾を受けるとなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
  - レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
  - その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
- 本条、第18条又は第23条に該当する場合で、刑法に違反する場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

### 第18条 (違法駐車の場合の措置等)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に連絡して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を支払ひ、又は違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。
- 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るものとし、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱ひ警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人は運転者と別に従ふものとする。なお、当社は、レンタカーが各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後方に牽引された場合に、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交際関係告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合は、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。
- また、当社は借受人又は運転者引、放置駐車違反した事実及び警察署等に連絡し、違反者として法律上の措置に従うことを認容する旨の当社所定文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名すよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
- 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により確認するものとし、違反する放置駐車違反に係る苦情処理のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁別書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事業報告書等提出する等必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
- 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置駐車違反命令を受け、放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反罰金」といいます。）を請求するものとする。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反罰金費用を支払うものとする。
- 放置違反金相当額
  - 当社が別に定める駐車違反罰金
  - 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反罰金を充てるものとする。当該借受人又は運転者から、当社が別に定める駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し渡されたときは、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し渡されたときは、当社は駐車違反金の受付を受けたときは、当社が別に支払いを受けなければならないものとする。借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令を取り消され、当社が放置違反金の受付を受けたときは、当社が別に支払いを受けなければならないものとする。借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力又は借受期間中にレンタカーを返還することができない場合は、当社に生ずる損害について責任を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は事前に当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

### 第5章 返還

#### 第19条 (返還責任)

- 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までには所定の返還場所において当社に返還するものとする。
- 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。
- 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力又は借受期間中にレンタカーを返還することができない場合は、当社に生ずる損害について責任を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は事前に当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

#### 第20条

##### (返還時の確認等)

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって消耗した箇所等を除き、引渡し時の状態

- を返還するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとする。
- 借受人は、未清算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までに、その清算を完了しなければならないものとする。
- 前項のほか、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合は、借受人は、料金表に別記算出した燃料代を支払うものとする。

#### 第21条

##### (借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

#### 第22条

##### (返還場所等)

- 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる送返のための費用を負担するものとする。
- 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けるとなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更送料を支払うものとする。
- 返還場所変更送料＝返還場所の変更によって必要となる送返のための費用×300%

#### 第23条

##### (不返還となった場合の措置)

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとする。

- 当社は、前項に該当することとなつたときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、親戚先等の関係者へ関わり調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとする。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

### 第6章 故障、事故、盗難時の措置

#### 第24条

##### (故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社に指示に従うものとする。

#### 第25条

##### (事故発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
- 直ちに事故の状況等を警察及び当社に報告し、警察の指示に従い事故処理を済まし、当社の指示に従うこと。
  - 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
  - 事故に関し相手及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
  - 事故に関し相手と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

#### 第26条

##### (盗難発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
- 直ちに最寄の警察に連絡すること。
  - 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第27条

##### (使用不能による貸渡契約の終了)

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。
- ただし、故障等第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。故障等が貸渡しに存在した瑕疵による場合は、新たな貸渡料金を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。
- なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとする。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社が受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれかの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

### 第7章 賠償及び補償

#### 第28条

##### (賠償及び営業補償)

- 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用してないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとする。

#### 第29条

##### (賠償及び補償)

- 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の賠償又は補償金が支払われるものとする。
- 対人補償：無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
  - 対物補償：無制限
  - 車両補償：1事故毎限度額時価額
  - 人身賠償補償：1事故1名限度額（死亡時）3000万円（後遺障害）3000万円  
上記保険額に加入していてもメンオスレムーションチャージ（車体作業補償）及び車両運搬台などは当社が定める料金を支払うものとする。
- 貸渡約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われい損害及び第1項の定めにより支払われた保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担します。ただし、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担となります。
- 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払つたときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払請求に対し弁済するものとする。
- 運転者の負担すべき損害金は、当社の責任で当社の加入入保険で補償されない事象において、貸渡し時の説明どおりにより借受人の負担になるもの当社が定められている。

### 第8章 貸渡契約の解除

#### 第30条

##### (貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなつたときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

### 第31条

#### (中絶解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中絶解約手数料を支払った上で貸渡契約を解除することができるものとする。この場合、当社は、別定めに規定したときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間にわたる貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。借受人は、前項の解約をするときは、次の中絶解約手数料を当社に支払うものとする。

中絶解約手数料＝（貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）×50%

### 第9章 個人情報

#### 第32条

##### (個人情報の利用目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、Eメールの送信等の方法による案内を行うため。
- 貸渡契約の締結に際し、借受申込者は運転者に申し、本人確認及び審査を行うため。
- 当社の取扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- 個人情報の統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 1項各号に定めないでいかに目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

#### 第33条

##### (相殺)

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務の何時でも相殺することができるとするものとする。

#### 第34条

##### (消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとする。

#### 第35条

##### (遅延損害金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対して年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### 第36条

##### (邦文約款と英文約款)

当社が英文約款を定めた場合、邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとする。

#### 第37条

##### (細則)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。

当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行する「パンフレット、料金表又はホームページ等」にこれを記載するものとする。これを要しない場合も同様とする。

#### 第38条

##### (合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかににかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

### 平成 28 年 2 月 25 日

#### グッドスピード

##### (株式会社グッドスピード)